

川島桶川資源循環組合職員公務災害見舞金支給条例施行規則

令和 7 年 4 月 1 日

規則第 1 7 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、川島桶川資源循環組合職員公務災害見舞金支給条例
(令和 7 年川島桶川資源循環組合条例第 1 6 号。以下「条例」という。)
の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 条 条例第 2 条第 2 項第 2 号の規則で定める就業の場所から勤務場所
への移動は、次に掲げる移動とする。

(1) 一の勤務場所から他の勤務場所への移動

(2) 次に掲げる就業の場所から勤務場所への移動

ア 労働者災害補償保険法（昭和 2 2 年法律第 5 0 号）第 3 条第 1
項の適用事業に係る就業の場所

イ 国家公務員災害補償法（昭和 2 6 年法律第 1 9 1 号）第 1 条第
1 項に規定する職員の勤務場所

ウ その他勤務場所並びにア及びイに掲げる就業の場所に類するもの

2 条例第 2 条第 2 項第 2 号の規則で定める職員に関する法令の規定に違
反して就業している場合は、次に掲げる法令の規定に違反している場合
とする。

(1) 地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 3 8 条第 1 項

(2) 前号に掲げる法令の規定に類する法令の規定

3 条例第 2 条第 2 項第 3 号の規則で定める要件は、同号に掲げる移動が、
単身赴任手当の支給を受ける地方公務員災害補償法（昭和 4 2 年法律第
1 2 1 号）第 2 条第 1 項に規定する職員と均衡上必要があると認められ
る職員により行われるものであることとする。

(代表者の選任)

第 3 条 条例第 4 条第 4 項の規定による届出は、様式第 1 号により行うも

のとする。

2 前項の届出には、代表者以下の者の委任状を添付しなければならない。

（見舞金の支給）

第4条 管理者は、公務災害見舞金（以下「見舞金」という。）の支給を決定したときは、公務災害見舞金支給決定書（様式第2号）を見舞金の支給を受けるべき職員又は遺族に交付するものとする。

（見舞金の受領）

第5条 見舞金の支給を受けるべき職員及び遺族は、見舞金の支給を受けた際に公務災害見舞金受領書（様式第3号）を会計管理者に提出しなければならない。

（その他）

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

様式第 1 号(第 3 条関係)

年 月 日

川島桶川資源循環組合管理者

代表者氏名 _____

私は、川島桶川資源循環組合職員公務災害見舞金支給条例第4条第4項の規定により、次の者から死亡見舞金の受領代表者として選任されたのでお届けします。

同 順 位 者 氏 名	生 年 月 日	住 所	死亡した職員 と の 続 柄

公務災害見舞金支給決定書				
年 月 日				
様				
川島桶川資源循環組合管理者				印
川島桶川資源循環組合職員公務災害見舞金支給条例の規定により、次のとおり決定しました。				
支給金額	円		種類	☐ 死亡見舞金 ☐ 障害見舞金 ☐ 療養見舞金
被災職員 に関する 事項	所属		職・氏名	
	災害発生年月日			
	死亡又は負傷、疾病の治癒年月日			
	治療実日数			
	障害の等級			

公務災害見舞金受領書				
年 月 日				
川島桶川資源循環組合会計管理者				
住所 氏名 続柄				
川島桶川資源循環組合職員公務災害見舞金支給条例の規定により、次のとおり受領しました。				
受領金額	円		種類	☐ 死亡見舞金 ☐ 障害見舞金 ☐ 療養見舞金
被災職員 に関する 事項	所属		職・氏名	
	災害発生年月日			
	死亡又は負傷、疾病の治癒年月日			
	治療実日数			
	障害の等級			